

第3回教育委員会会議

令和7年2月25日
午後3時00分
本庁舎屋上会議室

案 件

報告第8号

学校園を通したチラシ等の配付に関する対応について

学校園を通したチラシ等の配付に関する対応について

教育委員会会議（令和6年10月8日開催）

「教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案」における「学校園を通したチラシ等の配付」に関する意見への対応状況を報告したところ、教育委員から早急な対応を求めるご意見が出された。

教職員からの 主な意見

- 外部団体等から学校園に届くチラシ等の量が多く、幼児児童生徒に配付する時間はもちろん、学級ごとの仕分け作業や外部団体からの問合せ対応に時間をとられ、教職員の負担が増えていることや、学校園から保護者への重要な連絡が紛れてしまうなど、課題が生じている。

教育委員より

- 「チラシ等の配付は、現場の負担が大きい」という教職員の意見が何度も出されていることを踏まえ、真剣に取り組まなければならない。
- 学校園へ送られてきたチラシ等について、配付の可否を校園長が判断するのも負担だと思うので、教育委員会としての配付基準やガイドラインを示すなど、見直して欲しい。

教育長

教育委員のご意見を踏まえ、学校園現場の負担にならない対応方法に取り組むようにとの指示。

これまでの動き

「学校園における働き方改革推進」の取組の一つとして、「学校園への通知文書及びチラシ等の周知文書の削減」に取り組み、調査・照会文書の件数削減や、配付物の基準等を定めた要綱の制定を行った。R6年度からはPDFデータによる学校園のホームページへの掲載や欠席連絡等アプリでの配信に向け調整を進めていたが、欠席連絡等アプリでの配信については課題の整理中であった。

課 題

- 欠席連絡等アプリで配信することで重要な学校園通知と混在してしまうことへの懸念や登録していない保護者へ対応
- 外部団体等に学校園のメールアドレスを伝える手段の検討（現在、公開していない情報になるため）
- 配付作業は軽減されるが、データ配信の可否については、校園長の判断となり、負担が残る。

今後の新たな取組概要

方針

- 幼児児童生徒・保護者へのチラシ等の配付については、市ホームページ(HP)の専用ページ(以下、専用HP)を活用した情報提供によるものとし、紙による配付は、今後是不行わない。
- 外部団体等からのチラシ等の配付依頼に対しては、教育委員会事務局に設置する窓口で問合せ対応・受付を行い、掲載の可否を判断し、専用HPにデータを掲載する。

対象

外部団体・本市機関等が作成しているイベント等のチラシ・情報誌など

※本市施策によるもの等、教育委員会事務局(設置窓口)において配付が必須と判断するものは、これまでどおり文書発送機能にて事務連絡を発出し、学校園を通じて配付

時期

令和7年度より運用開始

※ただし、令和7年度については移行期間とし、すでに印刷準備や予算を確保している等の事情がある場合は、今回限り、校園長が認める場合は、学校園を通じた配付や配架を可能とする。

手法

- 配付にかかる問合せ・受付・配付等の補助業務を行う会計年度任用職員を採用し、教育委員会事務局(指導部)内に配置する予定。
 - 掲載申込システムへの申し込みにより、外部団体等から配付依頼を受けたチラシ等は、教育委員会事務局において専用HP(チラシ等掲載用ページを作成)掲載の可否を判断し、掲載可とした場合には、データを掲載する。
 - 各学校園のHPに、専用HPへのリンクを貼り、その旨を保護者に周知。各保護者が専用HPを閲覧し、情報入手が必要な場合は、当該専用HPからダウンロードしてもらう。
- ※情報提供方法を紙からデータにすることで、保護者にとっても紙保管が必要なく、重要な連絡と紛れることが減り、必要ときにイベント等のチラシ情報が入手でき利便性が向上すると考えられる。

運用後、WG等で効果検証や改善を行い、さらなる働き方改革の推進を図る